

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 2 7 号	受理年月日	令和 8 年 6 月 8 日
件 名	離婚後共同親権制度の施行に伴う共同養育支援体制の整備を求める 国への意見書提出に関する陳情		
【陳情の趣旨】 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日より、離婚後共同親権制度を導入する改正民法が施行されました。本制度は、父母双方が離婚後も子どもの養育に関与することを可能とするものであり、適切に機能した場合には、子どもが両親から継続的な愛情や支援を受けられるという重要な意義を有するものです。 このような新制度が国内のすべての家庭においてより良く機能し、子どもの健やかな成長につながるものとするためには、個々の家庭の多様な状況に応じたきめ細やかな環境整備が不可欠です。特に、父母間で冷静な協議や関係維持が難しい家庭においても、子どもの心理的負担を軽減し、安心・安全に親子交流を実施するためには、公的な面会交流支援や相談支援の体制構築が強く求められます。 しかし現在、家庭裁判所調査官や支援人材の不足、地域による支援体制の差などが課題となっており、子どもの意見表明権を実質的に保障する体制も十分とは言えない状況にあります。親子交流支援の充実を図る先行自治体の兵庫県明石市においても、専門知識を持つ支援人材の確保が難しく、一自治体が独自に永続的な体制を維持することには限界があるという全国共通の課題が浮き彫りになっています。 全国の子どもたちがどこに住んでいても安心・安全に面会交流を行うことができるようにするためには、国が旗振り役となり、公益社団法人家庭問題情報センター（F P I C）、臨床心理士会、社会福祉士会、弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）などの関係機関と緊密に連携することが不可欠です。面会交流のコーディネートを行うことができる知識とスキルを兼ね備えた人材を国主導で育成し、明石市のような先進的な支援を全国単位で実施できる、しっかりとした公的支援体制を確立することが重要だと考えます。 よって、目黒区議会において、国に対して下記事項に関する意見書を提出していただくよう陳情いたします。 【陳情事項】 以下の事項を国に対しての意見書の提出を要望いたします。 1 全国の子どもたちが安心・安全に親子交流を行えるよう、国が旗振り役となり、公益社団法人家庭問題情報センター（F P I C）、臨床心理士会、社会福祉士会、弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）等の関係機関と連携して専門人材の育成・確保を推進し、全国単位での確固たる面会交流支援体制を確立すること。 2 子ども意見表明権を実質的に保障するため、家庭裁判所調査官等の人的体制の強化、および子どもの手続きを支える支援制度の拡充を図ること。 3 離婚後共同親権制度施行に伴い当事者支援を行っている自治体に対し、財政支援を講ずること。			